

令和6年11月19日
各経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛て
消費者庁次長

預託等取引に関する法律の定義規定等に係る考え方

第1 はじめに

預託等取引に関する法律（昭和61年法律第62号。以下「本法」という。）は、1985年（昭和60年）頃に社会問題化した豊田商事事件等の「現物まがい商法」による消費者被害の再発防止のために制定された¹ものであるが、その後も同様の消費者被害が発生したことなどを踏まえ、特定商品制の廃止や販売を伴う預託等取引（以下「販売預託」という。）の原則禁止等の改正を内容とする消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）が令和3年6月16日に公布され、本改正は令和4年6月1日に施行された。本改正により、これまでは規制の対象ではなかった事業者も規制の対象としている。

特に、販売預託については、本法第9条第1項の規定に違反して、同項の確認を受けずに勧誘等を行ったとき、又は本法第14条第1項の規定に違反して、第9条第1項の確認及び第14条第2項の確認を受けずに売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新を行ったときは、当該違反行為者は5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされ（本法第32条第1号及び第2号）、また、法人の従業員が、その法人の業務に関して、同条の違反行為をしたときは、その法人には5億円以下の罰金を科すこととされており（本法第38条第1項第1号）、販売預託の原則禁止に応じた厳格な罰則が設けられている。加えて、民事上、当該確認を受けずに締結した売買契約又はこれらの確認を受けずに締結し、若しくは更新した預託等取引契約はその効力を生じないとされている（本法第14条第3項）。

このような状況を踏まえ、本法の適用対象となる取引を明らかにし、もって、預託等取引に係る預託者が受けることのある損害を防止し、預託者の利益の保護を図ることを目的として、次のとおり、「預託等取引」（本法第2条第1項）を含め、本法の定義規定等に係る考え方を示すこととしたので、本法の施行に当たっては、これにより運用されたい。

第2 解説

1 「預託等取引」について

¹ 制定当時は、その法律名を特定商品等の預託等取引契約に関する法律としている。

(1) 「預託等取引」(本法第2条第1項)の基本的な考え方

ア 本法第2条第1項第1号は、以下に該当する取引を、物品の預託等取引として規定している。

- ① 預託等取引業者が内閣府令で定める期間以上の期間にわたり物品の預託を受けること(信託の引受けに該当するものを除く。)及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、消費者が当該物品を預託することを約する取引
- ② 預託等取引業者が内閣府令で定める期間以上の期間にわたり物品の預託を受け(信託の引受けに該当するものを除く。)、預託を受けた物品の返還に代えて金銭又は代替物を給付すること及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、消費者が当該物品を預託することを約する取引²
- ③ 預託等取引業者が物品の預託を受けること(信託の引受けに該当するものを除く。)及び内閣府令で定める期間以上の期間の経過後に一定の価格(一定の方法により定められる価格を含む。)により当該物品を買い取ることを約し、消費者が当該物品を預託することを約する取引

イ 本法第2条第1項第2号は、「特定権利」の管理について、物品の預託等取引と同種の取引を預託等取引として規定している。

ウ 預託等取引の該当性を判断するに当たり、預託等取引の契約形態が、典型契約(消費貸借、賃貸借、寄託(混合・消費寄託を含む。)等)であるか、無名契約であるかは影響しない。また、仮に事業者が形式的にリース契約等と称した場合であっても、その取引が上記各規定のいずれかに該当すれば預託等取引となる。すなわち、問題となっている取引の形式的な名称ではなく、当該取引が実質的に預託等取引に該当するかどうかによって判断される。

(2) 物品の預託等取引(本法第2条第1項第1号)

ア 「預託」について

「預託」とは、物品を預けて託すことを意味する。

したがって、預託という言葉の概念には、いわゆる「現物まがい商法」のように、物品の現実の引渡しが行われない場合は含まれない。そこで、本法では、かかる立法技術上の問題を解消するため、預託を受けることを「約し」と規定し、これらの場合も規制の対象としている。

また、「預託」に該当するかは、当該取引の実態や契約内容等を踏まえ、実質的に判断される。すなわち、例えば、顧客が所有又は賃借している土地に物品を設

² 上記①と類似する取引ではあるが、預託等取引業者が預託を受けた物品の返還に代えて金銭又は代替物を給付する点が異なる。

置していたとしても、かかる事実のみをもって、直ちに「預託」の該当性が否定されるものではない。

イ 「(預託を受けた物品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。)」について

これは、物品自体を返還せずに、「金銭その他これに代替する物品を給付する」ことにより、預託等取引に該当しないとして預託法の規制を免れるという、潜脱を防止する趣旨の規定である。

「代替する物品」は、当事者の合意で決定されるものであり、特に限定はない。

「代替する物品」が返還される場合、預託等取引の一要件である財産上の利益の供与が当該物品に含まれて行われる場合があり得る。この場合、財産上の利益の供与の有無については、契約当初の預託を受けた物品の価値やその後の相場状況等を踏まえ、実質的に判断される。

なお、預託等取引契約の終了時において、金銭その他これに代替する物品が給付されない場合であっても、金銭その他これに代替する物品が給付されたかは、当該取引の実態や契約内容等(預託期間中に供与される財産上の利益に、金銭その他これに代替する物品が含まれていたかも含む。)を踏まえ、実質的に判断される。

ウ 「内閣府令で定める期間」について

預託等取引に関する法律施行規則(令和4年内閣府令第1号)第1条は、当該期間を3か月と規定している。

預託等取引については、消費者による物品の一定期間の預託に関し、預託等取引業者が財産上の利益を供与することを本質としている。したがって、一定期間の預託がない場合は、そもそも預託等取引としての本質を欠くことから、預託等取引には該当しない。もっとも、一定期間の預託の有無は、問題となっている個別の事案に応じ、その実態を十分に精査した上で、実質的に判断されるべきものである。

エ 「物品」について

物品については、有体物である動産と解される。

オ 「(信託の引受けに該当するものを除く。)」について

信託法(平成18年法律第108号)の信託に該当するものの中には、外形上預託等取引に類似するものが考えられる可能性がある。もっとも、信託については、信託法及び信託業法(平成16年法律第154号)で規制されており、重畳的な規制を避ける観点から、「信託の引受け」に該当するものは「預託等取引」から除外されている(本法第2条第1項各号括弧書き)。

カ 「当該預託に関し」について

預託等取引においては、預託者に対する財産上の利益の供与が当該預託者による預託との関係で行われる必要がある。したがって、例えば、預託とは全く関係なく利益が提供されるような場合は、「預託等取引」には該当しない。

もっとも、供与される財産上の利益については、物品を預託したことによって得られるものであれば足り、預託者が預託した物品の直接的な運用によって得られることまでを求めるものではない。すなわち、例えば、預託に関して通常は収受する費用等を無料としたり、預託者が負担すべき費用等を負担したりする場合は、預託に関して財産上の利益を供与することに当たり得ると考えられる。

キ 「財産上の利益を供与する」について

「財産上の利益」とは、主として金銭又は物品が想定されるもののこれらに限られず、また、その性質や名称のいかんは問わない。すなわち、例えば、暗号資産（仮想通貨）についても、これに含まれると考えられる。

供与の時期は、前払い、後払い、分割払いのいずれでもよく、供与の方法も問わない。また、利益は定額、定率を問わず、確定利回りである必要もない。

ク 「一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により・・・買い取る」について

「買い取る」とは、事業者が、顧客から預かった物品を自ら購入する取引を意味する。

「一定の価格」とあるのは、価格の高低は問わない。

「一定の方法により定められる価格」とは、例えば、「時価＋○%の価格」、「物価上昇率に応じて定める価格」等であり、算定方法のいかんを問わず、また必ずしも契約締結時点の価格を上回ることを要しない。

(3) 特定権利の管理（本法第2条第1項第2号）

ア 「特定権利」について

- a 本法第2条第1項第2号イの「施設の利用に関する権利であって政令に定めるもの」については、預託等取引に関する法律施行令（昭和61年政令第340号。以下「施行令」という。）第1条において、①ゴルフ場を利用する権利（第1号）、②スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート又はボートを係留するための係留施設を利用する権利（第2号）、③語学を習得させるための施設を利用する権利（第3号）、④人の皮膚を清潔にし、若しくは美化し、

体型を整え、又は体重を減ずるための施術³（医学的処置、手術及びその他の治療に該当する者を除く。）を行う施設を利用する権利⁴（第4号）を規定している。

- b 本法第2条第1項第2号ロは、規制の潜脱を防止する観点から、「物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利」についても、本法の規制の対象としている。

イ 「管理」について

特定権利については、「預託」という語に代えて「管理」という語を用いている。

「管理」とは、通常、権利等の性質を変更しない範囲において、その利用又は改良を目的とする行為を意味するが、本法においては、「（・・・特定権利に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合も含む。）」（本法第2条第1項第2号柱書）として、事業者が、特定権利を処分する場合も管理に含むこととされている。

2 預託等取引業者

「預託等取引業者」とは、預託等取引に基づき物品の預託を受けること又は特定権利を管理することを業として行う者をいう（本法第2条第2項⁵）。また、預託等取引の対象となる物品又は特定権利の販売を含めて規制の対象となる。

なお、「業として」とは、反復継続の意思⁶をもって一定の行為をすることをいう。

3 勧誘者

勧誘者とは、預託等取引業者が預託等取引について勧誘を行わせる者をいう（本法第2条第3項）。

なお、勧誘には、当該預託等取引の対象とする物品又は特定権利の販売に関する勧誘も含まれる。

預託等取引について勧誘を行うことに関し、明確な委任関係が存在する場合はもちろん、預託等取引業者から勧誘の全部又は一部を行う権限を与えられている場合も勧

³ 施行令第1条第4号の「医学的処置」は注射等、「手術」は患部の切開等、「その他の治療」は電気療法等をそれぞれ指す。

⁴ 施行令第1条第4号の権利は、具体的には、いわゆるエステティックサロンを利用する権利を指す。

⁵ もっとも、一定の業種に属する事業者については、当該業種を規制する法律に基づく行政庁の監督等を通じて消費者の保護が確保されるため、重畳的な規制を避ける観点から、規制の適用対象外としている。具体的には、施行令第2条において、銀行や第一種金融商品取引業者等を規定している。

⁶ 反復継続の意思については、行為の準備状況のほか、行為の回数及び頻度等を考慮して認定される。すなわち、行為者の内心の意思のみによるものではなく、取引の実態等も踏まえて客観的に判断されることとなる。

誘者に該当する。

4 預託者

預託者とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう（本法第2条第4項）。

ただし、預託者が「営業のために又は営業として」預託等取引契約を締結する場合には本法の規定が適用されず、そのような預託者は、本法による保護の対象から除外される（本法第27条）。

「営業のために又は営業として」とは、営利の目的をもって、かつ、事業のために又は事業として⁷行われる場合をいう。

営利の目的については、利益を得る目的を有するかによって判断されるものであり、行為者の内心の意図のみによるものではなく、取引の実態等も踏まえて客観的に判断される。また、事業性（事業のために又は事業として）についても、同種の行為を反復継続して行う意思をもって行われるかによって判断されるものであり、同様に行為者の内心の意図のみによるものではなく、取引の実態等も踏まえて客観的に判断される。

なお、本法第27条は、事業者（個人事業主又は法人）が預託者となる場合を本法による保護の対象から一律に除外するものではない。例えば、形式的には事業者として預託等取引契約を締結している者であっても、事実上は廃業しているなど事業活動の実態がほとんどない場合には、本法による保護の対象とされることもあり得ると考えられる。

5 書面交付について

預託等取引業者が預託等取引契約を締結しようとするときは、①預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項並びに②預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書面を、顧客に対して交付しなければならない（本法第3条第1項）。また、預託等取引業者が預託等取引契約を締結又は更新したときは、遅滞なく、預託等取引契約の内容等に関する書面を、預託者に対して交付しなければならない（本法第3条第2項）。

顧客又は預託者の承諾を得て、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、書面を交付しなくてもよい（本法第3条第3項）。この電磁的方法により提供する場合は、「特定商取引に関する法律等の施行について」別添4「契約書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係るガイドライン」（ただし、2. (5)第七段落を除く。）も参考にされたい。

⁷ 事業のためには、事業の用に供するために行うものが該当する。また、事業としてとは、同種の行為を反復継続して行うことをいう。